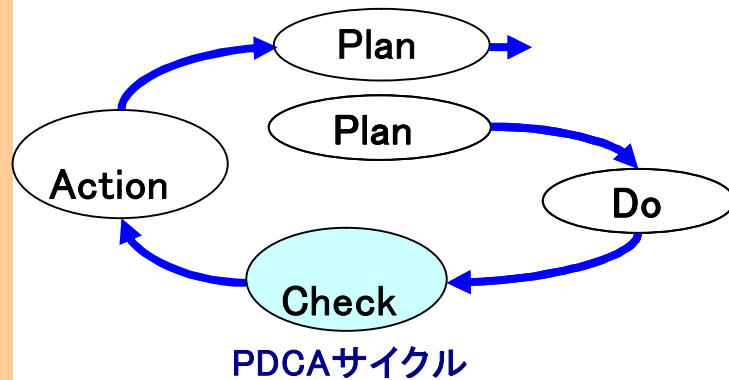


## 指定管理者第三者評価の目的

横浜市では、公の施設としての管理水準のより一層の維持向上を図るため、指定管理者が行っている施設運営について、客観的な第三者による点検評価を実施します。

指定管理者がこうした第三者評価を積極的に活用することを通じて、さらなる業務改善への取組(PDCAサイクルの確立)を行い、自らがサービスの向上に努めていくことを目的とします。

● 第三者評価機関の役目はこのC(チェック)部分を客観的にみるお手伝いをするものでもあります。監査ではありません。●



## 指定管理者第三者評価の活用法

第三者評価は「指定管理者による自己評価」と「評価機関による第三者評価」からなっています。

### ★ 自己評価からの気づき

評価シートに従い、職員の合議により、自己評価をし、そのプロセスから気づきが生まれます。B評価が横浜市の標準的基準となっています。

### ★ 第三者の目からの気づき

利用者の視点も踏まえ、第三者の目から評価基準に沿ってサービス提供状況を客観的に検証し、状況を確認し、報告書にまとめます。

### ★ 相違点からの気づき

自己評価と第三者の目からの評価の相違点を比較することにより、自らのサービスを再度検証します。

### ★ 公表情報からの気づき

公表された他指定管理者の評価結果から参考になる点を探し、自らの施設に合うよう独自の工夫をします。